

乙第12号証

○東京都板橋区公有財産規則

昭和39年5月21日東京都板橋区規則第21号

〔注〕昭和52年から改正経過を注記した。

改正

昭和40年3月31日規則第10号
 昭和41年1月1日規則第4号
 昭和41年6月30日規則第18号
 昭和43年3月30日規則第13号
 昭和48年3月31日規則第13号
 昭和50年4月1日規則第30号
 昭和52年11月30日規則第45号
 昭和53年4月1日規則第24号
 昭和57年3月31日規則第21号
 昭和61年9月11日規則第59号
 平成6年3月30日規則第15号
 平成6年6月28日規則第56号
 平成14年3月26日規則第27号
 平成16年3月31日規則第29号
 平成18年3月31日規則第21号
 平成19年3月30日規則第25号
 平成20年12月3日規則第80号
 平成22年3月31日規則第20号
 平成24年6月14日東京都板橋区規則第54号
 平成25年2月15日東京都板橋区規則第6号
 平成25年11月12日東京都板橋区規則第79号
 平成26年3月26日東京都板橋区規則第17号
 平成27年3月31日東京都板橋区規則第27号

東京都板橋区公有財産規則

題名改正〔平成16年規則29号〕

目次

第1章 総則（第1条—第11条）
 第2章 取得（第12条—第15条）
 第3章 保管
 第1節 通則（第16条—第23条）
 第2節 行政財産の使用許可等（第24条—第29条）
 第3節 普通財産の貸付（第30条—第36条）
 第4節 用途廃止等（第37条—第39条）
 第4章 処分（第40条—第41条の3）
 第5章 補則（第42条—第45条）
 付則

第1章 総則
(通則)

第1条 東京都板橋区の公有財産（以下「財産」という。）管理事務に関しては、別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。
(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 部 東京都板橋区組織条例（昭和39年板橋区条例第50号）第1条に規定する部並びに危機管理室、会計管理室、教育委員会事務局、選舉管理委員会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局及び区議会事務局をいう。
- (2) 部長 前号に規定する部の長（教育委員会事務局にあつては次長）をいう。
- (3) 管理 財産の取得、保管及び処分をいう。
- (4) 総括 財産の管理の適正を期すため、その事を統一し、その増減、現在高及び現状を明らかにし、並びにその管理について必要な調整をすることをいう。
- (5) 保管 貢産の維持、保存及び運用（貸付け等）をいう。
- (6) 用途変更 行政財産の用途を変更し、他の用途に供すること（所属換え、所管換元）をいう。
- (7) 用途廃止 行政財産の用途を廃止し、普通財産とすることをいう。
- (8) 処分 貢産を交換し、売り払い、又は譲与することをいう。

一部改正〔昭和52年規則45号・57年21号・61年59号・平成16年29号・18年21号・19年25号・22年20号・27年27号〕

(注意義務)

第3条 貢産の管理については、つねに最善の注意をはらい、効率的に活用するようにしなければならない。
(事務の総括)

第4条 貢産管理事務の総括は、政策経営部長が行う。

2 政策経営部長は、財産管理事務に関して必要があると認めるときは部長に対し、その保管する財産について報告をし、実地について調査をし、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

一部改正〔平成27年規則27号〕

(行政財産保管の分掌)

第5条 部の所管に属する行政財産の保管については、それぞれ当該部長に分掌させる。

(普通財産の管理)

第6条 普通財産の管理に関する事務は、政策経営部長が行う。

一部改正〔平成14年規則27号・16年29号・27年27号〕

(行政財産を廃止した場合における引継ぎ)

第7条 行政財産の用途を廃止した場合は、部長は、政策経営部長に当該財産を直ちに引き継がなければならない。ただし、前条の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当する財産は、政策経営部長に協議して、引継ぎこれを保管することができる。

- (1) 使用に堪えない財産で取扱い又は撤去の目的をもつて用途を廃止するもの
- (2) 使用目的を変更するため、あらたな目的に供するまで短期間保管する必要があるもの

(3) 交換に供するため用途を廃止するもの

- (4) 前各号のほか政策経営部長において引継ぎを受け保管することが技術上困難なもの、及び財産の所在地等の関係から引継ぎを受けることが著しく不適当と認められるもの

一部改正〔平成25年規則79号・27年27号〕

(引継ぎ手続)

第8条 部長は、その保管に属する財産の引継ぎをしようとするときは、財産引継書により実地立合いのうえ、次に掲げる書類を添えて引き継がなければならない。ただし、実地立合いの必要がないと認められるときは、これを省略することができる。

(1) 財産台帳

(2) 財産台帳付属図面

(3) その他参考となる資料

2 前項により財産の引継ぎを完了したときは、政策経営部長は、受領書を送付しなければならない。

一部改正〔平成27年規則27号〕

(行政財産の引渡し)

第9条 政策経営部長は、取得した財産を公用又は公共用に供する場合は、速やかに部長に引き渡さなければならない。

2 前条の規定は、前項の引渡し手続に準用する。この場合「部長」を「政策経営部長」に、「政策経営部長」を「部長」に、「引継ぎ」を「引渡し」にそれぞれ読み替えるものとする。

一部改正〔平成27年規則27号〕

(財産保管責任者)

第10条 部に財産保管責任者を置く。

2 財産保管責任者は、部の庶務を担当する課の課長をもつてあてる。

3 財産保管責任者は、上司の命を受け、その所管する財産の現状を把握し、部の公有財産管理事務の処理を推進し、総括簿を管理し、その所属する課又は所の財産分管主任が取り扱う事務について必要な調整を行うものとする。

4 部長は、第2項の規定により財産保管責任者を定めたときは、速やかに政策経営部長に通知しなければならない。

一部改正〔平成16年規則29号・27年27号〕

(財産分管主任)

第11条 財産保管責任者を補佐するため、課又は所に財産分管主任を置く。

2 財産分管主任は、課又は所の所属職員のうちから部長が任命する。

3 財産分管主任は、上司の命を受け、財産の使用及び維持管理に関する事務並びに台帳の記録、調査の作成等を行うものとする。

4 部長は、第2項の規定により財産分管主任を任命したときは、速やかに政策経営部長に通知しなければならない。

一部改正〔平成16年規則29号・27年27号〕

第2章 取得

(普通財産の取得の特例)

第12条 第6条の規定にかかわらず、次に掲げる普通財産の取得は、当該建設工事又は事務事業を所管する部長が行うことができる。

(1) 建設工事により取得する建物及び工作物

(2) 寄付により取得するもの（土地及び建物並びにそれに付属する工作物を除く。）

(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条第1項第5号から第7号までに規定する財産で事務事業に関連するもの

(4) その他政策経営部長が必要と認めたもの

追加〔平成16年規則29号〕、一部改正〔平成27年規則27号〕

(取得前の処置)

第12条の2 貢産を購入（無償譲渡を受ける場合を含む。）し、交換し、又は寄付を受けようとする場合において、当該財産について、物件又は特殊の義務の抹消を要すると認めたときは、これに關する必要な措置を講じ、支障なく取得の目的に供し得るようにしなければならない。

一部改正〔平成16年規則29号〕

(寄付の受領)

第13条 部長は、財産の寄付の申出があつたときには、次に掲げる事項を記載した書類を政策経営部長に送付しなければならない。

(1) 土地又は建物にあつてはその所在地名及び地番、その他の財産にあつては、物件の名称

(2) 寄付目的又は条件

(3) 寄付受領後の用途及び利用計画

(4) 寄付物件の明細及びその評価価格

(5) 寄付の申込書（相手方が公共団体又はその他の法人である場合においては、財産処分についての当該議決機関又は監督府の許可等）

(6) 当該財産の保管状況（修繕等の必要の有無及び必要ある場合の措置）

(7) その他参考となるべき事項

2 寄付受領の決定があつたときは、速やかに当該財産の引渡しを受けるとともに寄付の申込者に受領書を交付しなければならない。

一部改正〔平成16年規則29号・27年27号〕

(登記又は登録)

第14条 登記又は登録ができる財産を取得したときは、速やかにその手続をしなければならない。

(代金の支払)

第15条 前条の財産を購入したときは、登記又は登録の完了後でなければその対価を支払つてはならない。

2 前条以外の財産を購入したときは、当該財産の收受を完了した後でなければその対価を支払つてはならない。

3 前2項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めたときは、登記若しくは登録の完了前又は財産の收受の完了前であつてもその対価を支払うことができる。

第3章 保管

第1節 通則

(普通財産の保管の特例)

第16条 第6条の規定にかかわらず、次に掲げる普通財産の保管は、当該普通財産を所管する部長が行うことができる。

(1) 第12条第3号に掲げる財産

(2) その他政策経営部長が必要と認めたもの

追加〔平成16年規則29号〕、一部改正〔平成27年規則27号〕

(土地の境界及び区有建物標)

第16条の2 部長は、その所管の土地と隣地との境界には界標を立ててねにその境界を明らかにしておかなければならぬ。

2 部長は、その所管の建物には区有建物標を表示しなければならぬ。

一部改正〔平成16年規則29号〕

(財産台帳等の作成)

第17条 部長は、その保管に属する財産について財産台帳を備えるとともに、その変動のあつたつど、補正しておかなければならぬ。

2 財産台帳には、当該台帳に記載される土地、建物及び法第238条第1項第4号に掲げる権利についての図面及びその他参考となるべき資料を付属させておかなければならぬ。

一部改正〔平成16年規則29号〕

(財産台帳価格)

第18条 財産台帳に登録すべき価格は、次のとおりとする。

(1) 買入れ、建築、製造、収用その他の債の取得に係るものについては、買入価格、建築価格、製造価格、補償金額その他の取得価格。ただし、取得価格によることが困難なものについては、その見積価格

(2) 法第238条第1項第6号及び第7号に掲げる財産のうち株券については発行価格、出資による権利については出資金額、その他のものについては額面金額

(3) 前2号に掲げるものの以外のもの及び前2号の価格によることが適当でないと認められるものについては、適正な方法により評定した価格

全部改正〔平成16年規則29号〕

(財産台帳価格の決定)

第19条 前条の規定により財産台帳に登録した価格は、必要に応じて、適正な時価をもつて評定した価格により改定しなければならない。

一部改正〔平成16年規則29号〕

(端数計算)

第20条 前2条の場合において、財産台帳に登録すべき価格に500円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときは、その端数を1,000円として計算する。ただし、第18条第2号に掲げる財産については、この限りでない。

一部改正〔平成16年規則29号〕

(現在額報告書及び総計算書)

第21条 部長は、その所管に属する財産につき毎年3月31日現在において、現在額報告書を作成し、翌年度の4月30日までに政策経営部長に送付しなければならない。

2 政策経営部長は、前項の規定により送付を受けた報告書に基づき、5月31日までに現在額総計算書を作成し、区長に提出しあわせて会計管理者に送付しなければならない。

一部改正〔平成19年規則25号・27年27号〕

(財産の滅失き損の報告)

第22条 部長は、天災その他の事故によりその保管に属する財産を滅失又はき損したときは、直ちに次に掲げる事項を政策経営部長を経て区長に報告しなければならない。

(1) 当該財産の台帳記載事項

(2) 災害又はき損の日時及び原因

(3) 当該財産の被害の箇所及び数量

(4) 損害見積額及び復旧可能なものについては復旧費見込額
(5) き損した財産の保全又は復旧のためにとつた応急措置

(6) その他参考となるべき事項
一部改正〔平成27年規則27号〕

(適用除外)

第23条 区道の用に供し、又は供するものと決定した土地、施設又は工作物及び道路の付属物並びに市街地改造事業の施行に伴つて取得した建物については、第17条から前条までの規定は適用しない。

一部改正〔平成18年規則21号〕

第2節 行政財産の使用許可等

(行政財産の貸付け並びに地上権及び地役権の設定)

第24条 行政財産（土地、庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地に限る。）は、法第238条の4第2項、第3項及び第4項の規定に基づき、これを貸し付け、又は行政財産（土地に限る。）に地上権若しくは地役権を設定することができる。

2 前項の規定により、行政財産を貸し付け、又はこれに地上権若しくは地役権を設定する場合においては、次節及び第42条の規定を準用する。

全部改正〔平成19年規則25号〕、一部改正〔平成25年規則79号〕

(使用の許可基準)

第24条の2 法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の使用の許可をすることができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときに限りとする。

(1) 国、地方公共団体又はその他の公共団体が、公用又は公共用に供するため必要と認められる場合

(2) 運輸、電気、水道又はガス供給事業その他公益事業の用に供することがやむを得ないと認められる場合

(3) 職員及び公会堂等の施設を利用する者のため、食堂、売店等の厚生施設を設置する場合

(4) 隣接土地所有者又は使用者が、当該土地の利用のため、相隣関係上やむを得ないと認められる場合

(5) 災害その他緊急事態の発生により応急施設として短期間使用させる場合

(6) 公の学術調査研究、公の施策等の普及宣伝その他公共目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間利用させる場合

(7) 前各号に掲げるもののほかやむを得ないと認められる場合

一部改正〔平成19年規則25号・25年79号〕

(使用許可の期間)

第25条 行政財産の使用許可の期間は、1年を超えてはならない。ただし、電柱若しくは水道管、ガス管その他の埋設物を設置するため使用させるときその他特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可手続)

第26条 部長は、行政財産を使用しようとする者から、あらかじめ申請書を提出させなければならない。

2 部長は、行政財産の使用の許可をしようとするときは、あらかじめ政策経営部長に協議しなければならない。ただし、別に区長が指定するものについてはこの限りでない。

3 前項の協議をしようとするときは、相手方の信用等を十分調査のうえ、次に掲げる事項を記載した協議書に、必要な箇面その他の関係書類を添付して、これを行わなければならない。

(1) 当該行政財産の台帳記載事項及び使用させようとする部分の数量

(2) 使用させようとする相手方及び理由

(3) 使用させようとする期間及び条件

(4) 使用の対価及びその算定調書

(5) その他参考となるべき事項

4 部長は、使用を許可するのに支障がないと認めたときは、行政財産使用許可書を申請者に交付するものとする。

一部改正〔平成27年規則27号〕

(使用許可等)

第27条 部長は、使用の許可に当たつては、次の各号に掲げるもののうち必要な条件を付さねばならない。

(1) 使用物件

(2) 用途

(3) 使用期間及び使用期間を更新する場合の使用期間満了3月前の申請

(4) 使用料及び延滞金

(5) 使用料の改訂

(6) 実費（光熱水費等）の徴収

(7) 使用上の制限

(8) 転貸等の禁止

(9) 使用許可取消又は変更及びその際の損失不補償及び使用料の不還付

(10) 原状回復

(11) 損害賠償の方法

(12) 有益費等の請求権の放棄

(13) 実地調査等

(14) 疑義の決定

2 部長は、行政財産の使用を許可しないものと決定したときは、申請者に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

(使用許可の取消し)

第28条 部長は、法第238条の4第9項に規定する理由に該当すると認めたときは、直ちに第26条第2項から第4項までの規定の例により処理しなければならない。

一部改正〔平成19年規則25号〕

(光熱水費等の負担)

第29条 行政財産を使用する者に対しては、当該財産に付帯する電話、電気、ガス、水道等の諸設備の使用に必要な経費を負担せなければならない。ただし、区長が特に必要と認めるときは、減額又は免除することができる。

一部改正〔平成20年規則80号〕

第3節 普通財産の貸付

(貸付期間)

第30条 普通財産の貸付期間は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 一時使用を目的として土地及びその土地の定着物並びに建物を貸し付ける場合

1年以内

(2) 建物の所有を目的とし、借地借家法（平成3年法律第90号）第22条に規定する借地権（以下「定期借地権」という。）を設定して、土地及びその土地の定着物（建物を除く。）を貸し付ける場合 50年

(3) 専ら事業の用に供する建物（居住の用に供するものを除く。）の所有を目的とし、借地借家法第23条に規定する借地権（以下「事業用定期借地権」という。）を設定して、土地及びその土地の定着物（建物を除く。）を貸し付ける場合 50年未満

(4) 前2号を除くほか、建物所有の目的で土地及びその土地の定着物（建物を除く。）を貸し付ける場合 30年以内

(5) 前各号を除くほか、土地及びその土地の定着物（建物を除く。）を貸し付ける場合 20年以内

(6) 借地借家法第38条に規定する期間の定めがある建物の貸借（以下「定期建物賃貸借」という。）により、建物を貸し付ける場合 20年以内

(7) 第1号及び前号を除くほか、建物を貸し付ける場合 5年以内

(8) 土地及び建物以外のものを貸し付ける場合 1年以内

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号及び第6号の貸付期間について、特に必要があると認めるときは、それぞれ当該各号に規定する期間を超えて貸し付けることができる。

3 第1項の貸付期間は、同項第2号、第3号及び第6号の貸付けを除くほか、これを更新することができる。この場合において、更新後の貸付期間は更新の日から次に掲げる期間を超えることができない。

(1) 第1項第4号及び第5号の貸付けの場合 10年（第1項第4号の貸付けの最初の

更新にあつては20年)

- (2) 第1項第1号、第7号及び第8号の貸付けの場合、当該各号に定める期間
4 第1項第1号の貸付期間は、前項により更新する場合も、当初の貸付けから通算して
3年を超えることができない。
全部改正〔平成16年規則29号〕、一部改正〔平成20年規則80号・25年79号〕

(貸付料)

- 第31条 普通財産の貸付料は、適正な時価により評定した額をもつて定めなければならない。この場合の貸付料の算定に当たっては、東京都板橋区行政財産使用料条例(昭和39年板橋区条例第30号。以下「使用料条例」という。)第2条及び第3条の規定を準用することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の貸付料は、当該各号に定める額とする。

- (1) 普通財産を一般競争入札又は指名競争入札に付して貸し付ける場合 落札価格
(2) 東京都板橋区立公園条例(昭和36年板橋区条例第12号)別表第2に掲げる用途に供させるため、板橋区内にある土地又は建物の一部を使用させる場合 同表に定める占用料の例により算出した額
3 前2項の貸付料は、前納させなければならない。ただし、貸付期間が6月以上にわたるものについては、分割して定期に前納させることができる。
全部改正〔平成16年規則29号〕、一部改正〔平成27年規則27号〕

(貸付けの契約の特則)

- 第32条 政策経営部長は、普通財産の貸付契約書には、東京都板橋区契約事務規則(昭和53年板橋区規則第21号)第37条第1項に定めるもののほか次の各号に掲げるもののうちから必要な事項を記載しなければならない。

- (1) 貸付期間の更新に関しては、契約期間満了の6ヶ月前を申出期間とすること。
(2) 契約の解除に関すること。
(3) 借受人の責に帰すべき理由により契約を解除した場合の貸付料の不還付に関すること。
(4) 必要費、有益費等の請求権の放棄に関すること。
(5) 借受人が都内にいない場合の管理人の選任に関すること。
(6) 借受人の申出による分筆又は境界標示のための測量に要した実費徴収に関すること。
(7) 原状回復に関すること。
(8) 転貸等の禁止に関すること。
(9) 用途指定に関すること。
一部改正〔昭和53年規則24号・平成16年29号・27年27号〕

(権利金の徴収)

- 第33条 建物を貸し付ける場合又は建物所有の目的で土地を貸し付ける場合は、権利金を徴収する。ただし、臨時設備その他一時使用の目的で貸し付けるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、定期建物賃貸借により建物を貸し付ける場合又は定期借地権若しくは事業用定期借地権を設定して土地を貸し付ける場合には、権利金を徴収しない。
3 一般競争入札及び指名競争入札の方法によつて、第1項の普通財産を貸し付ける場合(定期建物賃貸借により建物を貸し付ける場合又は定期借地権若しくは事業用定期借地権を設定して土地を貸し付ける場合を除く。)は、権利金について入札する。
一部改正〔平成14年規則27号・20年80号〕

(権利金の額及び徴収方法)

- 第34条 借地権利金の額は、当該土地の適正な時価に、別表の価格相当額に定める率を乗じて得た額とする。
2 借家権利金は、貯蔵する建物の所在土地における借地権利金総額の100分の21に相当する額と、貯蔵する建物の現在総価格の100分の25に相当する額との合計額とする。
3 前2項の権利金は、当該財産の引渡し前に全額を徴収しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、建物の場合は1年以内、土地の場合は5年以内の期間及び利率を定めて、延納の特約をすることができる。
一部改正〔平成16年規則29号〕

(保証金)

- 第34条の2 定期借地権又は事業用定期借地権を設定して土地を貸し付ける場合は、保証金として、次に掲げる金額を納めさせなければならない。ただし、区長が特に必要と認めるときは、保証金の全部又は一部を納めさせなければならないことができる。

- (1) 定期借地権を設定する場合は、貸付料月額の30月分以上に相当する金額
(2) 事業用定期借地権を設定する場合は、貸付料月額の12月分以上に相当する金額
2 保証金は、貸付期間が満了し、当該土地の引渡しを受けた後に、これを返還する。ただし、区において建物取扱費用等に充当した場合は、保証金の額からそれに要した費用を差し引いた額を返還する。

- 3 保証金には、利子を付けてない。
追加〔平成20年規則80号〕、一部改正〔平成24年規則54号〕

(敷金)

- 第34条の3 建物を貸し付ける場合は、一時使用のため貸し付けるときを除き、敷金として近傍類似の賃貸事例を考慮して定めた金額を納めさせることができる。

- 2 敷金は、貸付期間が満了し、当該建物の明渡しを受けた後に、これを返還する。ただし、貸付契約の相手方において未納の貸付料その他の債務がある場合は、区は敷金を当該債務の弁済に充当し、敷金の額から当該充当に要した費用を差し引いた額を返還する。

- 3 敷金には、利子を付けてない。
追加〔平成20年規則80号〕

(督促及び遅延損害金の徴収方法)

- 第34条の4 貸付料又は権利金を納付しないものに対する督促及び遅延損害金の徴収方法については、使用料条例第8条及び付則第3項の規定を準用する。この場合において、第8条及び付則第3項中「使用料」とあるのは「貸付料又は権利金」と、「滞納金」とあるのは「遅延損害金」と読み替えるものとする。

追加〔平成16年規則29号〕、一部改正〔平成20年規則80号・25年6号・26年17号〕

(無償貸付又は減額貸付の申請)

- 第35条 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年板橋区条例第8号)第4条及び第5条の規定により、普通財産の無償又は減額の貸付け若しくは権利金の不徴収又は減額を受けようとするものは無償(減額)貸付(不徴収)申請書を区長に提出しなければならない。

一部改正〔昭和53年規則24号・平成16年29号〕

(用途指定の貸付け)

- 第35条の2 一定の用途に供される目的をもつて普通財産を貸し付ける場合は、当該財産の貸付けを受ける者に対して、用途並びにその用途に供しなければならない期日及び期間を指定しなければならない。

追加〔平成16年規則29号〕

(準用規定)

- 第36条 この節(法第238条の4第2項第5号に規定する施設の用に供させるために土地に地上権を設定する場合及び同項第6号に規定する施設の用に供させるために土地に地役権を設定する場合においては、第30条を除く。)の規定は、貸付け以外の方法により、普通財産を使用する場合にこれを準用する。

一部改正〔昭和53年規則24号・平成16年29号・20年80号・25年79号〕

第4節 用途廃止等

(用途廃止)

- 第37条 部長は、行政財産の用途を廃止しようとするときは、政策経営部長に協議しなければならない。

- 2 前項の協議は、次に掲げる事項を記載した協議書並びにその他の関係書類及び必要な図面のほか用途を廃止した後の処分若しくは措置方法の明細書により行うものとする。

- (1) 用途廃止をしようとする財産の台帳記載事項及び当該財産の現況
(2) 用途廃止の理由及び用途廃止後の措置
(3) その他参考となるべき事項

一部改正〔平成27年規則27号〕

(用途変更)

- 第38条 部長は、行政財産の用途を変更しようとするときは、政策経営部長に協議しなければならない。ただし、区の組織の変更による場合は、政策経営部長に通知することをもつてこれにかえることができる。
- 2 前項の協議は、前条第2項に掲げる協議書並びにその他の関係書類及び必要な図面により行うものとする。
 - 3 第8条の規定は、用途変更の手続についてこれを準用する。

一部改正〔平成27年規則27号〕

(異なる会計間の用途変更等)

- 第39条 財産を、所屬を異にする会計間において用途変更をし又は所屬を異にする会計をして使用せらるときは、当該会計において有償として整理するものとする。ただし、特別の理由があるときは、無償とすることができます。

第4章 処分

(普通財産の処分の特例)

- 第40条 第6条の規定にかかわらず、次に掲げる普通財産の処分は、当該普通財産を所管する部長が行うことができる。
- (1) 第7条第1号及び第4号に掲げる財産
 - (2) 第12条第3号に掲げる財産
 - (3) その他政策経営部長が必要と認めたもの

- 2 部長は、前項の規定に基づき普通財産を処分しようとするときは、政策経営部長に協議しなければならない。

追加〔平成16年規則29号〕、一部改正〔平成27年規則27号〕

(売払価格及び交換価格)

- 第40条の2 普通財産の売払価格及び交換価格は、適正な時価により評定した額をもつて定めなければならない。ただし、一般競争入札及び指名競争入札によつて売り扱うときは、落札価格をもつて売払価格とする。

一部改正〔平成16年規則29号〕

(売払代金等の延納)

- 第41条 普通財産の売払代金又は交換差金について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第169条の7第2項の規定により延納の特約をする場合においては、年6.0パーセント以上の利息を付さなければならぬ。

- 2 前項の特約をする場合においては、その債務を担保するため、当該財産に対し抵当権設定の登記手続をしなければならぬ。ただし、普通財産を譲り受けた者が、国又は地方公共団体であるときは、担保を微しないことができる。

- 3 前項に規定する担保を微することが著しく困難であると認められる場合は、同項の担保に代えて延納の特約に係る金額について、弁済能力を有する保証人を立てさせなければならない。

全部改正〔平成16年規則29号〕、一部改正〔平成19年規則25号〕

(売払代金等の督促及び延滞損害金の徴収方法)

- 第41条の2 第34条の4の規定は、普通財産の売払代金又は交換差金を納付期限までに納付しないものの又は前条の規定により延納の特約をした場合において延納期限までに納付しないものに対する督促及び徴収方法について準用する。

追加〔平成16年規則29号〕、一部改正〔平成20年規則80号・25年6号〕

- 第41条の3 第35条の2の規定は、一定の用途に供される目的をもつて普通財産を譲りし、又は売り扱う場合に準用する。

追加〔平成16年規則29号〕

第5章 補則

(価格、料金の決定)

- 第42条 財産の管理に関する価格又は料金の決定に関しては、別に区長が定めるものを除くほか、東京都板橋区財産評価委員会の譲を経るものとする。

一部改正〔平成16年規則29号〕

(財産保管責任者等の注意義務)

- 第43条 部長及び財産保管責任者は、特に、次に掲げる事項について注意しなければならない。

- (1) 財産の使用目的が適当であるかどうか。
- (2) 財産の維持、保存上不完全な点がないかどうか。
- (3) 財産台帳及び付属図面と符合するかどうか。
- (4) 財産の増減は、その証拠書類と符合するかどうか。
- (5) 土地の境界がおかされ、又は不明になつていなかどうか。
- (6) 貢産は、不法占拠され、又は滅失若しくはき損のおそれがないかどうか。
- (7) 使用許可若しくは貸付けをした財産の使用状況が適正であるかどうか。

(帳簿)

- 第44条 政策経営部長及び部長は、財産の管理及び保管事務を処理するため、次に掲げる帳簿のうち必要なものを備え、財産に関する一切の事項を記録整理しなければならない。

- (1) 行政財産使用承認簿
- (2) 普通財産貸付簿
- (3) 貢産増減異動整理簿
- (4) 総括簿

一部改正〔平成27年規則27号〕

(株式)

- 第45条 この規則の施行について必要な様式は、別記のとおりとする。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

- 2 この規則施行前に、東京都板橋区有財産条例（昭和24年12月板橋区条例第16号）に基づいてなした公有財産の管理の行為は、この規則の規定によつてなしたものとみなす。

付 則（昭和40年3月31日規則第10号）

- 1 この規則は、昭和40年4月1日から施行する。

- 2 この規則施行前に、改正前の規則に基づいてなした手続または処分は、この規則の規定によつてなしたものとみなす。

付 則（昭和41年1月1日規則第4号）

- この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和41年6月30日規則第18号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

- 2 この規則の施行の前日までに貰し付けた普通財産の権利金の額及び貰し付け、売り扱いまたは交換した権利金、売払代金または交換差金の延納の特約に基づく利息については、なお從前の例による。

付 則（昭和43年3月30日規則第13号）

- この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

付 則（昭和48年3月31日規則第13号）

- この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

付 則（昭和50年4月1日規則第30号）

- この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和52年11月30日規則第45号）

- この規則は、昭和52年12月1日から施行する。

付 則（昭和53年4月1日規則第24号）

- この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和57年3月31日規則第21号）

- この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

付 則（昭和61年9月11日規則第59号）

- この規則は、昭和61年10月1日から施行する。

付 則（平成6年3月30日規則第15号）

- この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成6年6月28日規則第56号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都板橋区公有財産管理規則に基づいて作成された様式の用紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

付 則（平成14年3月26日規則第27号）
この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成16年3月31日規則第29号）
1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の東京都板橋区公有財産管理規則（以下「旧規則」という。）の規定により貸し付けた普通財産の貸付期間及び延納の特約に基づく利息については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、旧規則に基づいて作成された様式の用紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則（平成18年3月31日規則第21号抄）
(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成19年3月30日規則第25号）
1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都板橋区公有財産規則第24条、第24条の2、第28条及び第41条の規定は、平成19年3月1日から適用する。

付 則（平成20年12月3日規則第80号）
この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成22年3月31日規則第20号抄）
(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成24年6月14日東京都板橋区規則第54号）
この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成25年2月15日東京都板橋区規則第6号）
この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成25年11月12日東京都板橋区規則第79号）
この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成26年3月26日東京都板橋区規則第17号）
この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成27年3月31日東京都板橋区規則第27号）
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表

借地権利金算定表

土地価格	率	土地価格	率	土地価格	率
平方メートル 30,000円未満 当り	100分の50	平方メートル 100,000円以上 110,000円未満 当り	100分の64	平方メートル 640,000円以上 700,000円未満 当り	100分の78
同 30,000円以上 34,000円未満	100分の51	同 110,000円以上 120,000円未満	100分の65	同 700,000円以上 850,000円未満	100分の79
同 34,000円以上 38,000円未満	100分の52	同 120,000円以上 130,000円未満	100分の66	同 850,000円以上 1,000,000円未満	100分の80
同 38,000円以上 42,000円未満	100分の53	同 130,000円以上 140,000円未満	100分の67	同 1,000,000円以上 1,150,000円未満	100分の81
同 42,000円以上 46,000円未満	100分の54	同 140,000円以上 180,000円未満	100分の68	同 1,150,000円以上 1,300,000円未満	100分の82
同 46,000円以上 50,000円未満	100分の55	同 180,000円以上 220,000円未満	100分の69	同 1,300,000円以上 1,500,000円未満	100分の83
同 50,000円以上 55,000円未満	100分の56	同 220,000円以上 260,000円未満	100分の70	同 1,500,000円以上 1,700,000円未満	100分の84
同 55,000円以上 60,000円未満	100分の57	同 260,000円以上 300,000円未満	100分の71	同 1,700,000円以上 1,900,000円未満	100分の85
同 60,000円以上 65,000円未満	100分の58	同 300,000円以上 340,000円未満	100分の72	同 1,900,000円以上 2,100,000円未満	100分の86

同 65,000円 以上 70,000円 未満	100 分の 59	同 340,000 円以上 400,000 円未満	100 分の 73	同 2,100, 000円以 上 2,400, 000円未 満	100 分の 87
同 70,000円 以上 75,000円 未満	100 分の 60	同 400,000 円以上 460,000 円未満	100 分の 74	同 2,400, 000円以 上 2,700, 000円未 満	100 分の 88
同 75,000円 以上 80,000円 未満	100 分の 61	同 460,000 円以上 520,000 円未満	100 分の 75	同 2,700, 000円以 上 3,000, 000円未 満	100 分の 89
同 80,000円 以上 90,000円 未満	100 分の 62	同 520,000 円以上 580,000 円未満	100 分の 76	同 3,000, 000円以 上	100 分の 90
同 90,000円 以上 100,000 円未満	100 分の 63	同 580,000 円以上 640,000 円未満	100 分の 77		

第1号様式

文書番号

年月日

政策経営部長 様

部長

公有財産引継書

東京都板橋区公有財産規則第8条第1項の規定により、当部所管公有財産を下記のとおり引き継ぎます。

記

台帳番号			
財産の表示	名 称		
	所 在		
	分類	種類	種目
引継前の用途			
引継事由			
備 考			

添付書類

1 公有財産台帳 葉

2 その他関係書類
一部改正〔平成14年規則27号・16年29号・27年27号〕

第2号様式

文書番号
年月日

部長様

政策経営部長

公有財産受領書

(年月日付文書番号)公有財産引継書のとおり、下記により受領しました。

記

台帳番号					
財産の表示	名 称				
	所 在				
	分類	種類	種目	数量	
引継後の用途					
備 考	現 地 立 会 年 月 日	引 渡 割 人 立 会 人	受 割 人		

一部改正〔平成14年規則27号・16年29号・27年27号〕

第3号様式

文書番号

年月日

部長様

政策経営部長

行政財産引渡書

(○) 東京都板橋区公有財産規則第9条第1項の規定により、行政財産を下記のとおり引き渡します。

記

台帳番号					
財産の表示	名 称				
	所 在				
	分類	種類	種目	数量	
引継前の用途					
引継事由					
備 考					

添付書類

1 公有財産台帳 葉

2 その他関係書類

一部改正〔平成14年規則27号・16年29号・27年27号〕

第3号様式の2

文書番号
年月日

教育委員会様

区長

教育財産の引渡しについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第3項及び東京都板橋区公有財産規則第9条第1項の規定により、下記により教育財産を引渡します。

記

台帳番号	
財産の表示	名称
	所在
	分類 種類 種目 敷量
引継前の用途	
引継事由	
備考	

添付書類

1 公有財産台帳 球

2 その他関係書類

一部改正〔平成14年規則27号・16年29号〕

第4号様式

文書番号

年月日

政策経営部長様

部長

行政財産受領書

(年月日付文書番号) 行政財産引渡書のとおり、下記により受領しました。

記

台帳番号				
財産の表示	名 称			
	所 在			
	分類	種類	種目	数量
引継後の用途				
備 考		現 地 立 会 会	引 渡 割 人	引 受 割 人
	年 月 日	立 会 人		

一部改正〔平成14年規則27号・16年29号・27年27号〕

第5号様式

財産分管主任任命通知書

提出 年 月 日

所 属 名					
新	職		氏名		担当分
旧	職		氏名		担当分
摘要					

年 月 日付で上記のとおり任命したので通知します。

政策経営部長様

部 長㊞

備考

財産保管責任者を定めた場合の通知は、本様式の文言を訂正して使用すること。

一部改正〔平成14年規則27号・27年27号〕

第6号様式

財產台帳(土地甲)

財產分類

大 分 類

中 分 類

小 分 類

名称

總 筆 數

住 所

建物 (棟 延床面積 m²)
用途地域

工作物

用途地域

契約書公國實測圖記卷項

公示コード、名称

施設番号

全部改正〔平成6年規則56号〕
第6号様式の2

財產台帳(土地乙)

名称

追加 [平成 6 年規則56号]
第 7 号様式

財產台帳(工作物甲)

名称

財產分類

住 所

大分類

種目

四六

位置図 構造図

構造	耐用年数	年	単位
土地	建物	特記事項	

施 設 番 号

全部改正〔平成6年規則56号〕
第8号様式の2

財 廉 台 賬 (工 作 物 乙)

名 称

五式

取得年月日

耐用年数

三

追加〔平成6年規則56号〕
第9号様式

財產台帳(立木)

追加〔平成6年規則56号〕
第10号様式

一部改正〔平成6年規則56号〕
第11号様式

一部改正〔平成6年規則56号〕

第12号様式

公有財產現在額報告書

公有財產現在額總計算書

所管課名

年 月 日现在

註 1 種類、分類、種目欄は公有財産種目整理表により記入のこと。

2 増、減、現在高は種目ごとに記入し、種類、分類ごとに小計を記入のこと。

3 毎年3月31日現在において作成し、政策経営部長に3部提出のこと。(4月30日)

四三六

一部改正〔平成6年規則56号・27年27号〕

第12号様式の2

種類	分類	種目	前回報告 現在高		増(△)減		現在高		備考
			数量	価額	数量	価額	数量	価額	

一部改正〔平成6年規則56号〕
第13号様式

總括簿

名 称
所 在

- ④ 1 名称欄には財産台帳上の名称と同一の名称を記入すること。
2 増△減数量欄にはその年度内に増加と減少と共にある場合は、当該年度の末日現在の差引数量を記入する。
　記入に際して前年度の数量より減少の場合は、その数字の前に△印を付すこと。
3 現在数量欄には当該年度の末日現在の数量を記入のこと。
一部改正〔平成6年規則56号〕

一部改正 [平成6年規則56号]
第13号様式の2

一部改正〔平成6年規則56号〕
第14号様式

寄付申込書

年月日

(あて先) 東京都板橋区長

住所 _____
 氏名 _____
 職業 _____ 電話 _____

下記のとおり寄付を行いたいので受領願います。

記

1 寄付物件	
2 寄付目的	
3 敷量	
4 価額	
5 その他	

一部改正〔平成6年規則15号・56号・14年27号〕

第15号様式

文書番号

年月日

様

区長

寄付受領について

あなたからお申し出のありました下記の財産については
として使用すべく
受領いたします。

記

1 寄付物件	
2 寄付申出 の年月日	

一部改正〔平成6年規則56号・14年27号〕